

検定検査手数料一覧

1 計量器検定手数料	質量計	非自動はかり	検出部が電気式的もの又は光電式的のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	1個につき	1,050円	最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、それぞれに掲げる金額の2倍の額とする。
			(1) ひょう量が30キログラム以下のもの	同	1,250円	
			(2) ひょう量が100キログラム以下のもの	同	1,650円	
			(3) ひょう量が250キログラム以下のもの	同	2,050円	
			(4) ひょう量が500キログラム以下のもの	同	2,350円	
			(5) ひょう量が500キログラムを超えるもの	同		
			棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの			
			(1) ひょう量が10キログラム以下のもの	同	100円	
			(2) ひょう量が10キログラムを超えるもの	同	190円	
			その他のもの			
			(1) ひょう量が5キログラム以下のもの	同	150円	
			(2) ひょう量が20キログラム以下のもの	同	190円	
			(3) ひょう量が50キログラム以下のもの	同	250円	
			(4) ひょう量が100キログラム以下のもの	同	340円	
			(5) ひょう量が250キログラム以下のもの	同	520円	
(6) ひょう量が500キログラム以下のもの	同	900円				
(7) ひょう量が1トン以下のもの	同	1,550円				
(8) ひょう量が2トン以下のもの	同	2,450円				
(9) ひょう量が5トン以下のもの	同	6,150円				
(10) ひょう量が10トン以下のもの	同	7,750円				
(11) ひょう量が20トン以下のもの	同	11,400円				
(12) ひょう量が30トン以下のもの	同	14,150円				
(13) ひょう量が40トン以下のもの	同	18,900円				
(14) ひょう量が50トン以下のもの	同	21,300円				
(15) ひょう量が50トンを超えるもの	同	37,800円				
分銅	表す質量が200グラム以下のもの	同	20円			
	表す質量が200グラムを超えるもの	同	220円			
定量おもり又は定量増おもり（以下単に「おもり」という。）	質量が5キログラム以下のもの	同	20円			
	質量が20キログラム以下のもの 質量が20キログラムを超えるもの	同	90円 290円			
温度計	ガラス製体温計	同	10円			
	抵抗体温計	同	90円			
体積計	水道メーター	口径が25ミリメートル以下のもの	同	80円		
		口径が40ミリメートル以下のもの	同	170円		
	燃料油メーター	(1) 表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの	同	1,550円		
		(2) 自動車等給油メーター又は口径25ミリメートル以下の車載燃料油メーター（(1)に掲げるものを除く。）	同	2,050円		
	(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	同	3,400円			
	液化石油ガスメーター	同	6,400円			
アネロイド型圧力計	アネロイド型圧力計	同	90円			
	アネロイド型血圧計	同	150円			
	その他の検定	同	実費			
2 装置検査手数料		1個につき	700円			
3 特殊容器製造事業者指定申請手数料		1件につき	162,600円			

4 定期検査手数料	非自動はかり	検出部が電気式的のもの又は光電式的のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	1個につき	1,400円	最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、それぞれに掲げる金額の2倍の額とする。	
		(1) ひょう量が100キログラム以下のもの	同	1,800円		
		(2) ひょう量が250キログラム以下のもの	同	2,200円		
		(3) ひょう量が500キログラム以下のもの	同	3,100円		
		(4) ひょう量が500キログラムを超えるもの	同			
		棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	同	250円		
		その他のもの				
		(1) ひょう量が100キログラム以下のもの	同	500円		
		(2) ひょう量が250キログラム以下のもの	同	900円		
		(3) ひょう量が500キログラム以下のもの	同	1,500円		
		(4) ひょう量が1トン以下のもの	同	2,100円		
		(5) ひょう量が2トン以下のもの	同	3,700円		
(6) ひょう量が5トン以下のもの	同	6,900円				
(7) ひょう量が10トン以下のもの	同	10,700円				
(8) ひょう量が20トン以下のもの	同	15,000円				
(9) ひょう量が30トン以下のもの	同	19,100円				
(10) ひょう量が40トン以下のもの	同	21,600円				
(11) ひょう量が50トン以下のもの	同	29,800円				
(12) ひょう量が50トンを超えるもの	同	51,200円				
分銅又はおもり		同	10円			
その他の検査		同	実費			
5 指定製造事業者検査手数料			1件につき	426,300円		
6 基準器検査手数料	質量基準器	長さ基準器(タクシメーター装置検査用基準器)	1個につき	13,400円	2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあつては、ゲージグラスが1増すごとに、それぞれの金額の5割の額を加算する。	
		基準手動天びん(感量が1ミリグラムを超え又はひょう量の2万分の1を超えるもの)	同	4,900円		
		基準台手動はかり	(1) ひょう量が1キログラム以下のもの	同		3,350円
			(2) ひょう量が10キログラム以下のもの	同		5,300円
			(3) ひょう量が50キログラム以下のもの	同		7,800円
			(4) ひょう量が200キログラム以下のもの	同		10,500円
			(5) ひょう量が500キログラム以下のもの	同		14,000円
			(6) ひょう量が500キログラムを超えるもの	同		1万4,000円に500キログラムまでを増すごとに6,900円を加えた額
		基準直示天びん(感量が1ミリグラムを超え又はひょう量の2万分の1を超えるもの)	同	7,900円		
		基準分銅	(1) 1級である旨の表記のあるもの			
			ア 表す質量が200グラム以下のもの	同		3,200円
			イ 表す質量が200グラムを超えるもの	同		7,900円
			(2) 2級である旨の表記のあるもの			
			ア 表す質量が5キログラム以下のもの	同		640円
			イ 表す質量が50キログラム以下のもの	同		780円
ウ 表す質量が50キログラムを超えるもの	同		8,800円			
(3) 3級である旨の表記のあるもの						
ア 表す質量が5キログラム以下のもの	同		480円			
イ 表す質量が50キログラム以下のもの	同	650円				
ウ 表す質量が50キログラムを超えるもの	同	7,100円				
体積基準器	基準タンク	全量が0.25立方メートル以下のもの	同	13,600円		
		全量が1立方メートル以下のもの	同	34,000円		
その他の検査		同	実費			
				油用の基準タンクについて使用中の油により検査を行うときは、それぞれの金額の2倍の額とする。		

7	計量証明事業登録申請手数料		1 件につき	53,800円			
8	計量証明事業登録証訂正手数料		1 件につき	1,750円			
9	計量証明事業登録証再交付手数料		1 件につき	1,750円			
10	計量証明事業登録簿謄本交付手数料		1 件につき	760円			
11	計量証明事業登録簿閲覧手数料		1 件につき	370円			
12	計量証明検査手数料	1の項の区分に掲げる特定計量器	1 個につき		1の項の特定計量器の区分に応じ、それぞれに定める額と同額		
		騒音計	使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの	同	22,700円		
			使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの	同	37,300円		
		振動レベル計			同	32,400円	
		濃度計	ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計		同	93,100円	
			溶液導電率式二酸化硫黄濃度計		同	123,500円	
			紫外線式二酸化硫黄濃度計		同	92,700円	1 紫外線式二酸化硫黄濃度計と紫外線式窒素酸化物濃度計とが構造上一体となっているものにあつては、それぞれの金額を合算して得た額から5万900円を減額する。
			紫外線式窒素酸化物濃度計		同	103,700円	2 4以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が3を超えて1増すごとに、それぞれの金額に2万2,100円を加算する。
			非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計		同	98,200円	1 2以上の検出部を有するものにあつては、検出部が1増すごとに、それぞれの金額の5割の額を加算する。
			非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計		同	113,500円	
			非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計		同	99,100円	2 4以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が3を超えて1増すごとに、それぞれの金額に2万2,100円を加算する。
			化学発光式窒素酸化物濃度計		同	105,700円	4以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が3を超えて1増すごとに、それぞれの金額に2万2,100円を加算する。
		ガラス電極式水素イオン濃度指示計		同	25,300円		
その他の検査		同		実費			
13	適正計量管理事業所指定申請手数料		1 件につき	2,550円			
14	適正計量管理事業所検査手数料		1 件につき	7,400円			